

事業者の皆さまへのお願い

事業者の皆さまにおかれましては、11月7日以降、長期にわたる営業時間短縮等の要請にご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。

市内における新規感染者数は高い水準での下げ止まりが続くなど、病床等の医療提供体制は依然として厳しい状況にあることから、全市の接待を伴う飲食店に加えて、すすきの地区の幅広い飲食店に対し、営業時間の短縮等につきまして、協力を要請させていただきます。

大変なご負担をおかけいたしますが、感染拡大を抑止するため、引き続きご協力くださいますよう、お願い申し上げます。

〇協力要請の概要

■期間 1月16日(土)から2月15日(月)まで の1か月間

■対象施設（対象区域）と要請内容

札幌市内

・接待を伴う飲食店

※風営法第2条第1項第1号に該当する営業を行う店舗

すすきの地区※

▶酒類提供の有無に関わらず、以下の店舗が対象となります。

・飲食店（バー、ナイトクラブ、居酒屋、ラーメン店、そば屋等）
・カラオケ店

※南3条から南8条まで、かつ西2丁目から西6丁目までの区域
（ただし、狸小路については、西1丁目から西7丁目までの狸小路に面する施設）

営業時間の短縮

営業時間は「午前5時から午後10時」まで

「業種別ガイドライン」及び「新北海道スタイル」に基づく対策の徹底

〇協力支援金の概要（1月16日以降分）【第5回支援金】

■支援金

1施設（店舗）1日あたり2万円

【主な条件】

原則、1月16日(土)～2月15日(月)の全期間において要請に応じること
（新たにご協力いただく事業者などは1月18日(月)から）

※申請の受付開始は、2月16日(火)以降を予定（詳細は後日公表）

▶これまでの支援金と同様に、営業時間短縮等（休業も含む）に取り組んでいただいたことがわかる書類や営業に必要な許可証の写し（接待を伴う飲食店については、風営法の風俗営業許可の許可証の写し）などをご提出いただくことを予定しています。

※申請書類は1月27日(水)からホームページに掲載する予定のほか、市役所本庁舎1階パンフレットコーナー、各区役所、豊水まちづくりセンター、西創成まちづくりセンターで配布する予定です。

利用される方に対する呼びかけのお願い

感染リスク低減のため、店舗を利用される方に対しても下記のような呼びかけを行っていただくようお願いいたします。

- ・ 同居している方以外との利用の自粛
- ・ 会話の際にはマスク着用など感染防止対策の徹底
- ・ 感染防止に協力いただけない場合には、店舗利用のお断り
- ・ 2時間以内の店舗利用 など

支援金の申請はお忘れなく

札幌市内の接待を伴う飲食店への要請にご協力をいただいた事業者の皆さまを対象とした支援金の受付期間は下記のとおりです。
申請のお忘れがないようご注意ください。

○第4回支援金（令和2年12月26日～令和3年1月15日分）

■受付期間

令和3年1月18日(月)～令和3年1月31日(日)【消印有効】

■支援金

・ 札幌市内の接待を伴う飲食店※ ⇒ 1施設（店舗）あたり 50万円

※「接待を伴う飲食店」とは風営法第2条第1項第1号に該当する営業を行う店舗となります。
なお、申請の際は、風営法の風俗営業許可の許可証の写しを提出いただきます。

【参考】

・ 業種別ガイドライン（内閣官房のページ）

(<https://corona.go.jp/prevention/>)

・ 北海道スタイル（北海道のページ）

(<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/newhokkaidostyle.htm>)

業種別ガイドライン



北海道スタイル



○支援金に関するお問い合わせ

■専用ダイヤル

電話番号 0570-200-105

受付時間 8:45～17:15（平日のみ）

■ホームページ（札幌市公式ホームページ内）

すすきの地区等における営業時間短縮の要請について

(https://www.city.sapporo.jp/2019n-cov/jigyosha/goji_yosei.html)

